

山口市の木で家を建てた方に 補助金を交付します

～山口市市内産木材利用促進事業について～
山口市内産木材を使用して家を建てた方に補助金を交付します。

補助金額

上限 **25** 万円

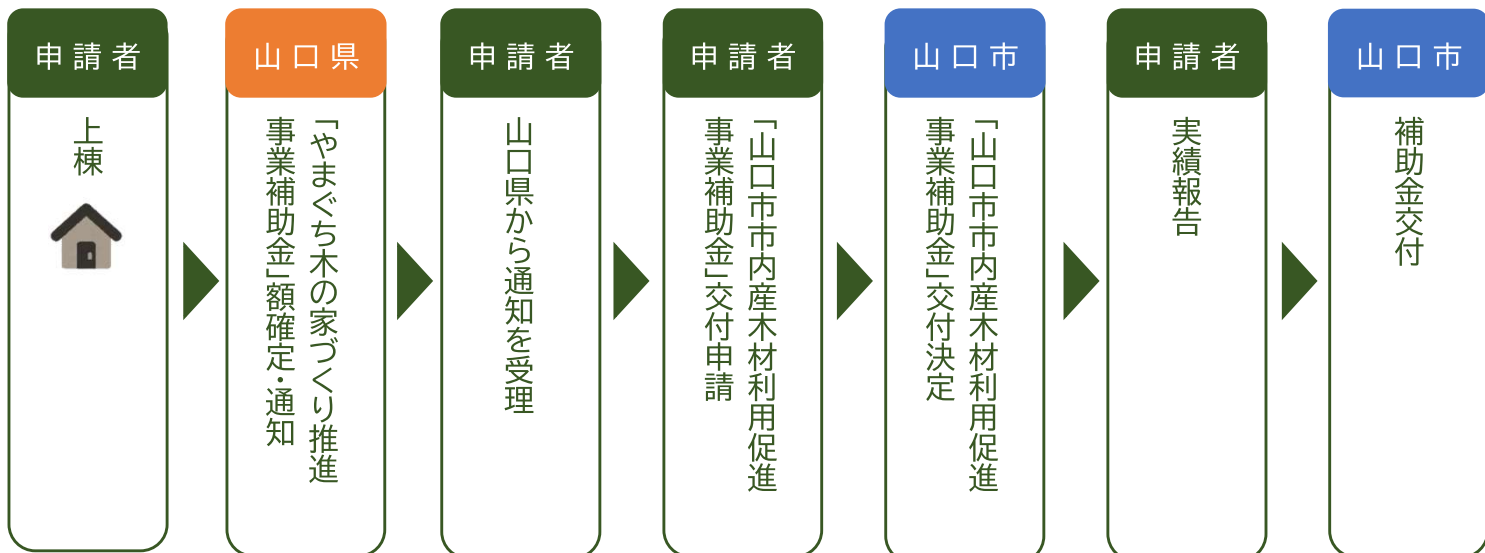
※市内産木材の使用量1㎡あたり20,000円を乗じて得た額以内の額
※1,000円未満の端数は切り捨て

(例)

市内産木材使用量が11.2525㎡の場合 → 交付金額は225,000円
 $11.2525 \times 20,000 = 225,050$

交付までの流れ

- *申請には「やまぐち木の家づくり推進事業補助金」(県事業)の額の通知を受けている必要があります。
- *「やまぐち木の家づくり推進事業補助金」については、山口県木材協会のHPをご確認ください。





補助金の交付要件

*以下の(1)～(6)のすべてに該当する必要があります

- (1)山口市内産木材を使用し、建築主自らが居住する目的で新築もしくは全部改装された戸建て住宅であること
- (2)山口市内に本店を置く工務店等による住宅の建築であること
- (3)住宅の建築場所が山口市内であること
- (4)使用する木材が山口市内産であることの証明が可能であること
- (5)山口県が実施する「やまぐち木の家づくり推進事業」において、令和8年度に補助金の額の確定を通知されていること
- (6)令和8年度末までに事業を完了すること



補助金の交付対象者

*以下の(1)～(4)のすべてに該当する必要があります

- (1)建築主本人が居住する目的で建築し、居住または居住を誓約すること
- (2)建築主の住民票に記載される住所は、住宅が建築された場所であること
- (3)市税の滞納がないこと
- (4)使用する木材の産地となる山林及び立木が、建築主の所有でないこと



提出書類

*交付申請時

- (1)山口市内産木材利用促進事業・補助金交付申請書
- (2)木材使用明細書または同様の事項を記載した書類
- (3)県事業の額の確定通知書および申請時の以下の添付書類の写し
 - ア 建築確認済証または建築工事届出書
 - イ 設計図(平面図)
 - ウ 住宅建築箇所を表示した位置図
- (4) 確約書
- (5) 工務店等との契約書に写し
- (6) 市税の滞納の無いことの証明書
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

*実績報告時

- (1) 山口市内産木材利用促進事業・補助金請求書
- (2) 山口市内産木材利用促進事業・実績報告書
- (3) 移転後の住民票または誓約書
- (4) 市内産木材使用証明書または同様の事項を証明した書類
- (5) 建築物の完成写真(木材利用工程完了写真)
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【お問い合わせ先】 (申請先)

山口市役所 農林整備課 林業振興担当

住所:山口市亀山町2番1号

TEL:083-934-2819



要件等の詳細は市ウェブサイトでご確認ください 🍌

